

2016年（平成28年）8月5日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
法務大臣 金田勝年 殿
法務省矯正局長 小川新二 殿
法務省福岡矯正管区長 渡邊恒雄 殿

福岡県弁護士会

会長 原田直子

福岡県弁護士会北九州部会

部会長 畑中潤

福岡拘置所小倉拘置支所の建て替えの予算措置等を求める要望書

第1 要望の趣旨

- 1 福岡拘置所小倉拘置支所（以下、「小倉拘置支所」という。）の建て替えのための事業費を来年度予算として計上すること
 - 2 新小倉拘置支所を建築するに際しては、無罪の推定を受ける未決拘禁者の基本的人権や防御権及び弁護人の弁護権に最大限配慮すること
 - 3 仮拘置所の運用についても、無罪の推定を受ける未決拘禁者の基本的人権や防御権及び弁護人の弁護権に最大限配慮すること
- を強く要望する。

第2 要望の理由

1 要望の趣旨1について

- (1) 未決拘禁者は、無罪推定の原則の適用を受ける者であり、刑事手続のために身体拘束される他は一般市民と同様の立場にあることから、拘置所内の生活においても、できる限り一般市民と同様の生活が保障されなければならない。

(2) しかしながら、小倉拘置支所は、昭和35年に築造された建物であり、既に築後50年以上が経過しているため、建物の老朽化は著しく、建物の各所で塀の倒壊や外壁の落下等の危険が生じ、未決拘禁者や面会に来る市民及び小倉拘置支所職員の生命・身体への危険が生じ得る状態となっている。

(3) また、小倉拘置支所は、昭和25年公布の旧耐震基準に基づいて建築された建築物であり、現在の耐震基準を満たしていない上、建物の躯体部分の老朽化も著しい。そのため、地震等の自然災害が発生した場合には、甚大な被害が生じる危険性が極めて高い。

実際に、2016年（平成28年）年4月に発生した熊本地震の際には、小倉拘置支所の外壁にクラックが生じたり、配水管の破損も生じており、地震に対する建物の脆弱性を裏付けている。

(4) さらに、給水設備については、蛇口からは赤水が出る、トイレの水の流れが弱いために排泄物がなかなか流れない等、設備使用上の不具合が生じており、未決拘禁者の生活環境は極めて劣悪な状況におかれている。

そして、未決拘禁者の収容部屋についても、雨漏りが発生する部屋が多数存在する上、室内でダニが発生する、布団から虫が出る、カビが発生する等、衛生面における問題も極めて深刻である。

(5) この点、2016年（平成28年）年6月8日に、当会北九州部会の会員が小倉拘置支所を見学し、内部の状況を確認したが、未決拘禁者の劣悪な生活環境については一向に改善が見られなかった。

(6) このように、無罪推定の原則の適用を受ける未決拘禁者が、現在の小倉拘置支所の劣悪な生活環境の下で収容されることは、未決拘禁者の基本的人権を侵害するものであり、かかる状況を一刻も早く改善するためにも、早期に新小倉拘置支所を建築すべきである。

(7) ところが、仮拘置所の建設費は、平成26年度補正予算において予算化されたものの、新小倉拘置支所の建設に必要な事業費は未だ予算化されていない。このままでは、小倉拘置支所の建て替えが遅延する

ことは確実な状況であり、建て替えが遅延することは、未決拘禁者の基本的人権の侵害状態が継続することを意味する。予算措置の遅れによって、小倉拘置支所の建て替えが遅延するといった事態は絶対に避けなければならない。

(8) そこで、当会としては、小倉拘置支所の建て替えを早急に行うべく、そのための事業費を来年度予算として計上することを強く要望する次第である。

2 要望の趣旨2について

(1) 小倉拘置支所の建て替えに際しては、未決拘禁者の基本的人権に最大限配慮するために、50年先の人権水準をも見据えた最先端の施設を築くことが必要である。

(2) 当会は、2013（平成25）年11月に、小倉拘置支所建て替えに際しての具体的な要望書を提出したが、小倉拘置支所の建て替えにおいては、当会が要望した内容を積極的に取り入れて、無罪の推定を受ける未決拘禁者の基本的人権に最大限配慮した建物を建築することを強く要望する次第である。

3 要望の趣旨3について

(1) 新小倉拘置支所が完成するまでの間使用される仮拘置所は、無罪の推定を受ける未決拘禁者を収容する施設である以上、新小倉拘置支所が完成するまでの暫定的な施設であるからといって、未決拘禁者の基本的人権や防御権及び弁護人の弁護権が軽んじられるような施設や設備となることは断じて許されない。

(2) そのため、仮拘置所内においては未決拘禁者と既決囚を峻別し、未決拘禁者の生活環境にも十分に配慮した施設とすることにより、未決拘禁者の基本的人権に最大限配慮する必要がある。

(3) また、弁護人接見室の数が現在の小倉拘置支所の3室より減少したり、接見室内の防音性能が低下したりすることによって、弁護人の弁

護権の保障が妨げられる事態のないよう配慮することも必要である。

(4) さらに、新小倉拘置支所が完成するまでは、弁護人は仮拘置所で面会を行うこととなるが、仮拘置所の建設予定地である北九州医療刑務所は現在の小倉拘置支所の所在地よりも遠方になり、移動時間がよりかかるため、現在の小倉拘置支所における面会可能時間（午前8：30～11：30、午後1：30～4：00）では、十分な面会が困難となり弁護人活動に支障が生じる可能性がある。

そこで、仮拘置所における面会可能時間は、午後4時以降でも面会を可能とする柔軟な対応をとることを強く要望する。

(5) 以上から、当会としては、仮拘置所の運用においても、無罪の推定を受ける未決拘禁者の基本的人権や防御権及び弁護人の弁護権に最大限配慮することを強く要望する次第である。

以上